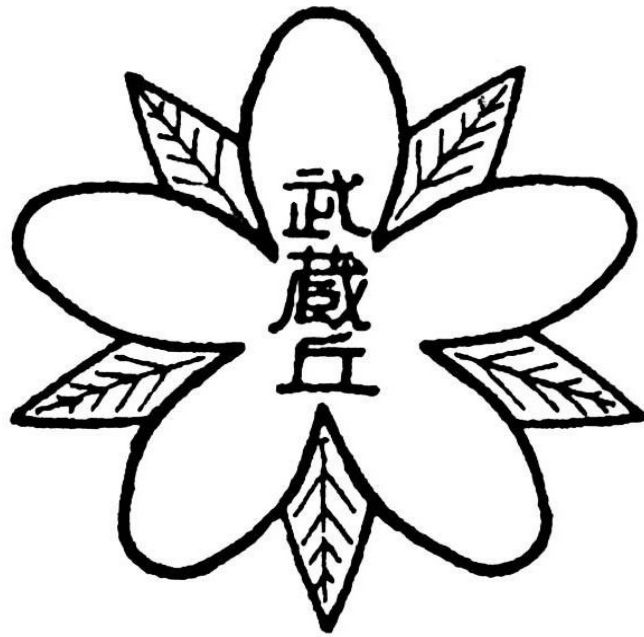


わたしたちのPTA

規約・細則（保存版）



武蔵丘小学校 P T A 規 約

第一章 名 称

第1条 この会は、武蔵丘小学校P T Aといい、事務所を世田谷区立武蔵丘小学校におく。

第二章 目 的

第2条 この会は、保護者と教員との協力によって、児童の健全な育成を図り、あわせて会員相互の理解を深めることを目的とする。

第三章 方 針

第3条 この会は、児童教育ならびに福祉のために活動する。

第4条 この会は、特定の政党・宗教・営利企業を支持した公私の選挙の候補者を推薦することはできない。
また、学校の人事、その他管理に干渉しない。

第四章 会員および会計

第5条 この会の会員は、本校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者、および本校の教員とする。

第6条 この会の経費は会費でまかなう。会員は会費を納入するものとする。
特に事情のある会員には会費を減免することができる。

第7条 会員である保護者あるいは教員は任意に入退会できる。入会後の会員資格は、退会の申し出がない限り自動的に継続される。保護者においては児童の転校または卒業時、教員においては他校への人事異動および退職時に自動的に退会となる。

第8条 この会計の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第五章 役員および会計監査

第9条 この会に次の役員をおく。
会長 1名(保護者) 副会長 若干名(保護者・教員)
書記 若干名(保護者・教員) 会計 3名(保護者2・教員1)

第10条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその代理をする。
3. 書記は、各種会議の通知をし、議事を記録整理し、会長の指示により、会の庶務を行う。
4. 会計は、この会の会計を司る。
5. 校長は、各会議会合に出席し、意見を述べることができる。

第11条 役員は会員の中から選ばれ、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第12条 役員の選出は次の通り行われる。

1. 選出委員会で次年度の役員及び会計監査委員（2名）を選考し、運営委員会の承認を得て、全会員に通知する。
2. 選出委員は役員候補になることができない。
3. 教員の役員は学校で決める。

4. 選出委員会は、役員及び会計監査委員が決定しだい解散する。

第13条 役員に欠員が生じた時は、運営委員会で協議補充する。
任期は前任者の残任期間とする。

第六章 総 会

第14条 総会は、この会の最高議決機関で、定期総会は毎年度始めに開き、臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき開くことができる。

第15条 定期総会では、次のことを行う。

1. 新年度の役員及び会計監査委員の紹介
2. 前年度の事業ならびに決算報告の承認
3. 新年度計画と予算の承認
4. 各種委員会の委員長、副委員長の紹介

第16条 総会は、会員の5分の1（委任状を含む）以上の出席を要し、決議は出席者の過半数同意を得るものとする。

第17条 総会の議題、日時、場所等は前もって通知する。

第七章 庶務委員会

第18条 庶務委員会は、役員および各種委員会の委員長で構成し、必要事項について審議する。

第八章 運営委員会

第19条 運営委員会（臨時委員会を含む）は、役員、正副委員長（欠席の場合は他の委員が代理をすることができる）および学年委員で構成し、総会につぐ議決機関である。

第20条 運営委員会の任務は次の通りとする。

1. 各委員会で立案された計画や重要事項の審議
2. 総会に提出する事項の立案および報告書の作成
3. 各委員会の連絡と調整
4. 外関係の処理
5. 規約を施行するための細則の作成
6. その他緊急事項の処理

第21条 運営委員会はその任務を遂行するために、必要に応じて開く。

第22条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。

第九章 各種委員会および臨時委員会

第23条 この会に各種委員会をおく、各種委員会に必要な事項は細則で定める。

第24条 特別な事項について必要があるときは、臨時委員会をおくことができる。臨時委員会について必要なことは細則で定める。

第十章 個人情報

第25条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

第十一章 附 則

第26条 規約の改正は総会において出席者の過半数の賛成を必要とする。

第27条 平成6年5月12日総会にて改正施行
平成30年1月12日総会にて一部改正施行
第四章第7条、第十章第25条、個人情報取扱方法追加

第一章 各種委員会

- 第1条 この会に、学年・校外・家庭教育学級・選出・イベントの5委員会をおく。
- 第2条 各委員会（校外委員会を除く）は、**会員の中から選出された保護者委員**と学校が選出した教員委員によって構成され、それぞれ委員長（保護者）と副委員長（保護者）をおく。
- 第3条 **学年委員会は、正副委員長、及び各学年から1名以上選出された保護者委員により構成される。ただし、新1年生については、立候補者がいない場合はこの限りではない。**
- 第4条 校外委員会は、**会員の中から選出された保護者委員**によるクラス校外と地域校外、学校から選出された教員委員により構成され、委員長（保護者）と副委員長（保護者）をそれぞれおく。
- 第5条 各種委員会は次の活動を行う。
1. 学年委員会は、学年学級の集会を企画運営し、あわせて相互の連絡・調整に努める。
 2. 校外委員会は、児童の校外生活の健全育成、および交通安全指導に協力する。
 3. 家庭教育学級委員会は、家庭教育に役立つような企画を立案し、実行する。
 4. 選出委員会は、次年度の役員にふさわしい人を探す。
 5. イベント委員会は、イベントを通し地域の活性化を図り、各イベントを取り仕切る。

第二章 臨時委員会

- 第6条 臨時委員会が構成された場合はその任務を終えるとともに解散する。

第三章 会計

- 第7条 この会の会費は、1世帯月額250円とし、12ヶ月徴収する。
- 第8条 年度予算に補正の必要が生じたときは、運営委員会の承認を受けるものとする。

第四章 会計監査

- 第9条 会計監査は、PTAに関わるすべての委員、役員等と兼ねることはできない。

第五章 各種サークル

- 第10条 この会には、会員相互の親睦を目的とした各種サークルをおく。

第六章 地域班

第11条 地域班の活動および行事等は、P T A活動の一環とする。

第七章 運営委員会

第12条 運営委員会の構成員である学年委員については、正副委員長及び各学年代表 1 名以上を対象とする。

第13条 運営委員会の成立は委員の過半数の出席を必要とするが、その出席方法は、オンライン参加、委任状による参加等、運営委員会構成員本人の意思確認できる方法を含むものとする。

第八章 附則

第14条 この細則の改正は、運営委員会において出席者の過半数の賛成を必要とする。

第15条 この細則は、平成28年度より改正施行する。

令和5年度4月1日付一部改正施行	第七章	「運営委員会」を追加
	第八章	「旧第七章 附則」を第八章へ
令和6年度4月1日付一部改正施行	第一章	第二条 条文変更
		第三条 条文変更
令和8年度5月13日付一部改正施行	第一章	第二条 条文変更
		第三条 条文追加
		第四条 条文変更

1. 教員（会員）の慶弔について
 - 1、祝い金 結婚＝5000円 出産＝3000円
 - 2、病気療養（2週間以上） 見舞金＝3000円
 - 3、災害時（火災・風水害）等は、役員が協議する。
 - 4、死亡時は役員が協議する。
教員の配偶者及び1親等は3000円

2. 会員及び児童について
 - 1、病気療養（児童に限る 1ヵ月以上入院の場合）＝2000円
 - 2、死亡＝5000円（但し、児童の教育活動中の事故については役員が協議）
 - 3、災害時は役員が協議する。

3. 教員（会員）の転退職には、次の記念品代を贈る。
 - 1、在職1ヶ年間は、2000円、1年ごとに1000円を加算。
（1ヶ年未満は切り上げ）

4. 職員・主事について
 - 1、祝い金 結婚＝3000円 出産＝2000円
 - 2、死亡の場合は協議する。
・職員・主事の配偶者及び1親等は2000円
 - 3、災害時は役員が協議する。
 - 4、転退職の場合は、初年度は1000円、以後在職5年ごとに（未満切り上げ）
2000円の記念品代を贈る。

5. 臨時の教員・職員・主事について
役員が協議する。

この慶弔規約は、昭和59年4月1日より施行する。

武蔵丘小学校 P T A 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、武蔵丘小学校 P T A（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。また、取得した個人情報については、事前に周知した目的の範囲内のみで使用し、目的外利用は行わない。個人情報の取り扱いに関する窓口は、以下のとおりとする。
武蔵丘小学校 P T A 会長

(周知)

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成
- (4) 本会の事業に関する参加申込、確認

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、提出された次の事項とする。

- (1) 氏名
 - (2) 電話番号
 - (3) メールアドレス
 - (4) その他必要とするもので同意を得た事項
- 2 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。
- 3 個人情報の提供は任意である。ただし、提供されない場合、本会の事業への参加について、支障が生じる場合がある。

(開示等請求)

第6条 会員は、取得された個人情報について、以下の請求ができる

- (1) 利用目的の通知・開示
 - (2) 内容の訂正・追加または削除
 - (3) 利用の停止または消去
 - (4) 第三者提供の停止
 - (5) 第三者提供に関する開示
- 2 上記の申し出があった場合、本会は該当する個人情報について、直ちに対応を行い、申出者に通知を行う。ただし、廃棄、削除について、名簿等として既に配布しているものは、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第7条 個人情報は、本会役員が適正に管理する。不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(保管)

第8条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

(第三者提供の制限)

第9条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第10条 個人情報を第三者（第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供年月日
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第11条 第三者（第9条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名、住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(秘密保持義務)

第12条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(漏えい時等の対応)

第13条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

本会役員は、適切かつ迅速な処理に努め、該当者へとただちに通知を行う。

(苦情の処理)

第14条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則

本取扱方法は、平成30年1月12日より施行する。

なお、この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改訂することができる。取扱方法を改訂した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

令和7年4月1日 一部改正施行